

○（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について）（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
第 1 （略） 第 2 人員に関する基準（基準省令第 2 条） 1・2 （略） 3 機能訓練指導員 基準省令第 2 条第 7 項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）</u>とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。 4～6 （略） 第 3 設備に関する基準（基準省令第 3 条） 1～3 （略） 4 経過措置等（基準省令附則第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条） 設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。 （1）～（3） （略） （4） 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成 36 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者 1 人当たり 1 平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40 平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第 7 条） （5） 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成 36 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第 8 条） 一・二 （略） （6） 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成 36 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しよ	第 1 （略） 第 2 人員に関する基準（基準省令第 2 条） 1・2 （略） 3 機能訓練指導員 基準省令第 2 条第 7 項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</u>とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。 4～6 （略） 第 3 設備に関する基準（基準省令第 3 条） 1～3 （略） 4 経過措置等（基準省令附則第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条） 設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。 （1）～（3） （略） （4） 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者 1 人当たり 1 平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40 平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第 7 条） （5） 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第 8 条） 一・二 （略） （6） 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しよ

○（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について）（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
うとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2 メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6 メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第 9 条） 第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意 基準省令第 4 条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 2～8 （略） 9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 （1） 基準省令第 11 条第 3 項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。 （2） 同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、基準省令第 37 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。 （3） <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第 6 項第 1 号）</u> <u>同条第 6 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u> <u>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用すること</u>	うとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2 メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6 メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第 9 条） 第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意 基準省令第 4 条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 2～8 （略） 9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 （1） 基準省令第 11 条第 3 項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。 （2） 同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、基準省令第 37 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。（新設）

新	旧
<u>が望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</u> <u>指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</u> <u>具体的には、次のようなことを想定している。</u> ① <u>身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u> ② <u>介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u> ③ <u>身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</u> ④ <u>事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u> ⑤ <u>報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u> ⑥ <u>適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u> <u>（４） 身体的拘束等の適正化のための指針（第6項第2号）</u> <u>指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u> ① <u>施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u> ② <u>身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</u> ③ <u>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u> ④ <u>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</u> ⑤ <u>身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</u> ⑥ <u>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u> ⑦ <u>その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u> <u>（５） 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第6項第3号）</u> <u>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u> <u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> <u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</u>	（新設） （新設） 10 施設サービス計画の作成 基準省令第12条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、

○（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について）（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。 （１）～（３） （略） （４） 課題分析における留意点（第４項） 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。<u>なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。</u> （５）・（６） （略） （７） 施設サービス計画原案の説明及び同意（第７項） 施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。 なお、当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得る<u>（通信機器等の活用により行われるものを含む。）</u>ことが望ましいことに留意されたい。 （８）～（11） （略） 11～18 （略） <u>19 緊急時等の対応（基準省令第 21 条の２）</u> <u>基準省令第 20 条の２は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。</u> <u>20～22 （略）</u>	施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。 （１）～（３） （略） （４） 課題分析における留意点（第４項） 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 （５）・（６） （略） （７） 施設サービス計画原案の説明及び同意（第７項） 施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。 なお、当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましいことに留意されたい。 （８）～（11） （略） 11～18 （略） （新設） 19～21

新	旧
<u>22</u> 運営規程 基準省令第 23 条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 （１）～（３） （略） （４） 非常災害対策（第 6 号） <u>25</u> の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 （５） （略） <u>24</u>～<u>33</u> （略） 第 5 ユニット型指定介護老人福祉施設 １・２ （略） ３ 設備に関する要件（基準省令第 40 条） （１）～（３） （略） （４） 居室（第 1 号イ） ①～④ （略） ⑤ 居室の床面積等 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥(たんす)などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ （略） ロ <u>ユニット型個室的多床室</u> ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても<u>個室的多床室</u>としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、<u>個室的多床室</u>としては認められないものである。	<u>22</u> 運営規程 基準省令第 23 条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 （１）～（３） （略） （４） 非常災害対策（第 6 号） <u>24</u> の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 （５） （略） <u>23</u>～<u>32</u> （略） 第 5 ユニット型指定介護老人福祉施設 １・２ （略） ３ 設備に関する要件（基準省令第 40 条） （１）～（３） （略） （４） 居室（第 1 号イ） ①～④ （略） ⑤ 居室の床面積等 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥(たんす)などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ （略） ロ <u>ユニット型準個室</u> ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても<u>準個室</u>としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、<u>準個室</u>としては認められないものである。

○（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について）（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。 (5)～(8) (略) (9)・(10) (略) 4～8 (略) 9 運営規程（基準省令第 46 条） (1) (略) (2) 第 4 の <u>23</u> の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 4 の <u>23</u> 中「基準省令第 23 条」とあるのは「基準省令第 46 条」と、「同条第 1 号から第 7 号まで」とあるのは「同条第 1 号から第 8 号まで」と、同(3)中「第 5 号」とあるのは「第 6 号」と、同(4)中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と、同(5)中「第 7 号」とあるのは「第 8 号」と読み替えるものとする。 10 勤務体制の確保等 (1)・(2) (略) (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第 4 の <u>24</u> を準用する。この場合において、第 4 の <u>24</u> 中「第 24 条」とあるのは「第 47 条」と、同(2)中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同(3)中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。 11 準用 基準省令第 49 条の規定により、基準省令第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条の 2 まで及び第 26 条から第 37 条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものであるため、第 4 の 1 から 6 まで、8、10、13、15 から <u>22</u> まで及び <u>25</u> から <u>33</u> までを参照されたい。この場合において、第 4 の 10 の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1 日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。	入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。 (5)～(8) (略) (9)・(10) (略) 4～8 (略) 9 運営規程（基準省令第 46 条） (1) (略) (2) 第 4 の <u>22</u> の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 4 の <u>22</u> 中「基準省令第 23 条」とあるのは「基準省令第 46 条」と、「同条第 1 号から第 7 号まで」とあるのは「同条第 1 号から第 8 号まで」と、同(3)中「第 5 号」とあるのは「第 6 号」と、同(4)中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と、同(5)中「第 7 号」とあるのは「第 8 号」と読み替えるものとする。 10 勤務体制の確保等 (1)・(2) (略) (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第 4 の <u>23</u> を準用する。この場合において、第 4 の <u>23</u> 中「第 24 条」とあるのは「第 47 条」と、同(2)中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同(3)中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。 11 準用 基準省令第 49 条の規定により、基準省令第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条の 2 まで及び第 26 条から第 37 条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものであるため、第 4 の 1 から 6 まで、8、10、13、15 から <u>21</u> まで及び <u>24</u> から <u>32</u> までを参照されたい。この場合において、第 4 の 10 の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1 日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。